

石狩川下流域外減災対策協議会
設置趣旨・規約改定 対比表

平成 30 年 2 月 19 日

現行	変更案
<p style="text-align: center;">石狩川下流域外減災対策協議会 設置趣旨</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まること懸念されています。</p> <p>こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。</p> <p>本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。</p> <p>このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成 28 年 5 月 27 日に「石狩川下流水防連絡協議会」の中に河川管理者、北海道、市町村等からなる「石狩川下流減災対策委員会」を設置し、活動を開始しました。</p> <p>その後、平成 28 年 8 月には北海道と東北を相次いで台風が襲い、各地で甚大な被害をもたらしたことなどから、平成 29 年 6 月 19 日には水防法等の一部を改正する法律が施行され、水防法には大規模氾濫減災協議会の創設が盛り込まれました。</p> <p>この水防法の改正に伴い、「石狩川下流減災対策委員会」の活動を引き継ぎ、新たな法定協議会として「石狩川下流域外減災対策協議会」を水防法第十五条の九に基づき組織するものです。</p> <p style="text-align: right;">平成 29 年 7 月 5 日</p>	<p style="text-align: center;">石狩川下流域外減災対策協議会 設置趣旨</p> <p>平成 27 年 9 月関東・東北豪雨では、流下能力を上回る洪水により利根川水系鬼怒川の堤防が決壊し、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生しました。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では例を見ないほどの多数の孤立者が発生する事態となりました。今後、気候変動の影響により、このような施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まること懸念されています。</p> <p>こうした背景から、平成 27 年 12 月 10 日に社会資本整備審議会会長から国土交通大臣に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申されました。</p> <p>本答申においては、氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築する必要があるとされています。また、そのための施策として、関係者が連携して避難に関する計画の作成や水防等の減災に関する様々な課題に対応するための協議会等の仕組みを整備する等、円滑かつ迅速な避難の実現、的確な水防活動の推進等を図るための取組を進めるべきとされています。</p> <p>このことを踏まえ、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、平成 28 年 5 月 27 日に「石狩川下流水防連絡協議会」の中に河川管理者、北海道、市町村等からなる「石狩川下流減災対策委員会」を設置し、活動を開始しました。</p> <p>その後、平成 28 年 8 月には北海道と東北を相次いで台風が襲い、各地で甚大な被害をもたらしたことなどから、平成 29 年 6 月 19 日には水防法等の一部を改正する法律が施行され、水防法には大規模氾濫減災協議会の創設が盛り込まれました。</p> <p>この水防法の改正に伴い、「石狩川下流減災対策委員会」の活動を引き継ぎ、新たな法定協議会として「石狩川下流域外減災対策協議会」を水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき組織するものです。なお、これにより「石狩川下流水防連絡協議会」は「石狩川下流域外減災対策協議会」に事業を引き継ぐものとし、発展的解消とします。</p> <p style="text-align: right;">平成 30 年〇月〇日</p>

現行	変更案
<p style="text-align: center;">石狩川下流域外減災対策協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 この会議は、「石狩川下流域外減災対策協議会」(以下「減災対策協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九に基づき設置するものである。 なお、協議会の対象河川は、札幌開発建設部が管理する一級河川、札幌建設管理部が管理する一級河川及び二級河川、旭川建設管理部が管理する石狩川下流域の一級河川、札幌市が管理する一級河川とする。</p> <p>(減災対策協議会の構成) 第3条 減災対策協議会は、別表一1の職にある者をもって構成する。 2 減災対策協議会には会長、副会長を置き、会長は札幌開発建設部長、副会長は空知総合振興局長とする。 3 会長は、減災対策協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。 4 会長は、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表一1の職にある者以外の者(学識経験者、警察、消防、自衛隊等)を参加させることができる。</p> <p>(実施事項) 第4条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。 3 毎年、地域部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(地域部会) 第5条 減災対策協議会に地域部会を置く。 2 各地域部会は、別表一2の職にある者をもって構成する。 3 各地域部会に部会長、副部会長を置き、部会長は札幌河川事務所長、千歳川河川事務所長、江別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長及び空知川河川事務所長、副部会長は、札幌建設管理部事業課長、千歳出張所長、長沼出張所長、岩見沢出張所長、滝川出張所長、旭川建設管理部富良野出張所長とする。</p>	<p style="text-align: center;">石狩川下流域外減災対策協議会 規約</p> <p>(名称) 第1条 この会議は、「石狩川下流域外減災対策協議会」(以下「減災対策協議会」という。)と称する。</p> <p>(目的) 第2条 この減災対策協議会は、過去の出水の教訓を踏まえ、石狩川下流域等における堤防の決壊や越水等に伴う氾濫に備え、河川管理者、北海道、市町村等が連携して減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進し、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、水防法第十五条の九及び第十五条の十に基づき設置するものである。 <u>大規模氾濫減災協議会として設置する。</u> なお、協議会の対象河川は、札幌開発建設部が管理する一級河川、札幌建設管理部が管理する一級河川及び二級河川、旭川建設管理部が管理する石狩川下流域の一級河川、札幌市が管理する一級河川とする。</p> <p>(減災対策協議会の構成) 第3条 減災対策協議会は、別表一1の職にある者をもって構成する。 2 減災対策協議会には会長、副会長を置き、会長は札幌開発建設部長、副会長は空知総合振興局長とする。 3 会長は、減災対策協議会の事務を掌理し、会長不在のときは副会長が事務を掌理する。 4 会長は、減災対策協議会の同意を得て、必要に応じて別表一1の職にある者以外の者(学識経験者、警察、消防、自衛隊等)を参加させることができる。</p> <p>(実施事項) 第4条 減災対策協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水等を実現するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた取組方針を作成し、共有する。 3 毎年、地域部会等を開催し、取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。</p> <p>(地域部会) 第5条 減災対策協議会に地域部会を置く。 2 各地域部会は、別表一2の職にある者をもって構成する。 3 各地域部会に部会長、副部会長を置き、部会長は札幌河川事務所長、千歳川河川事務所長、江別河川事務所長、岩見沢河川事務所長、滝川河川事務所長及び空知川河川事務所長、副部会長は、札幌建設管理部事業課長、千歳出張所長、長沼出張所長、岩見沢出張所長、滝川出張所長、旭川建設管理部</p>

- 4 部会長は、各地域部会の事務を掌理し、部会長が不在のときは副部会長が部会の事務を掌理する。
- 5 地域部会は、各地域における第4条第3項に掲げる事項を実施する。
- 6 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者（学識経験者、警察、消防、自衛隊等）を参加させることができる。

（担当者部会）

第6条 各部会の下に、担当者部会を置く。

- 2 各担当者部会は、別表-3の職にある者をもって構成する。
- 3 各担当者部会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会に報告する。
- 4 部会長は、担当者部会の同意を得て、必要に応じて別表-3の職にある者以外の者（学識経験者、警察、消防、自衛隊等）を参加させることができる。

（会議の公開）

第7条 減災対策協議会及び地域部会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、各会議に諮り、非公開とすることができる。

- 2 担当者部会は、原則非公開とし、担当者部会の結果を地域部会へ報告することにより公開と見なす。

（減災対策協議会資料等の公表）

第8条 減災対策協議会及び地域部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会議の了解を得て公表しないものとする。

- 2 減災対策委員会及び地域部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 減災対策協議会及び地域部会、担当者部会において、庶務を行うため事務局を置く。

- 2 減災対策協議会の事務局は、別表-1に示す者とする。
- 3 地域部会の事務局は、別表-2に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。
- 4 担当者部会の事務局は、別表-3に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、地域部会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会の決定によるものとする。

- 4 部会長は、各地域部会の事務を掌理し、部会長が不在のときは副部会長が部会の事務を掌理する。
- 5 地域部会は、各地域における第4条第3項に掲げる事項を実施する。
- 6 部会長は、部会の同意を得て、必要に応じて別表-2の職にある者以外の者（学識経験者、~~警察~~、消防、自衛隊等）を参加させることができる。

（担当者部会）

第6条 各部会の下に、担当者部会を置く。

- 2 各担当者部会は、別表-3の職にある者をもって構成する。
- 3 各担当者部会は、部会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行い、その結果について部会に報告する。
- 4 部会長は、担当者部会の同意を得て、必要に応じて別表-3の職にある者以外の者（学識経験者、~~警察~~、消防、自衛隊等）を参加させることができる。

（会議の公開）

第7条 減災対策協議会及び地域部会は、原則として公開とする。ただし、審議内容によっては、各会議に諮り、非公開とすることができる。

- 2 担当者部会は、原則非公開とし、担当者部会の結果を地域部会へ報告することにより公開と見なす。

（減災対策協議会資料等の公表）

第8条 減災対策協議会及び地域部会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、各会議の了解を得て公表しないものとする。

- 2 減災対策委員会及び地域部会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

（事務局）

第9条 減災対策協議会及び地域部会、担当者部会において、庶務を行うため事務局を置く。

- 2 減災対策協議会の事務局は、別表-1に示す者とする。
- 3 地域部会の事務局は、別表-2に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。
- 4 担当者部会の事務局は、別表-3に示す者をもって事務局とし、部会の運営、進行及び招集を行う。

（雑則）

第10条 この規約に定めるもののほか、地域部会の議事の手続その他運営に関し必要な事項については、減災対策協議会の決定によるものとする。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月27日から施行した石狩川下流減災対策委員会の設置要領を一部改正し、平成29年 7月 5日から施行する。

(附則)

第11条 本規約は、平成28年 5月27日から施行した石狩川下流減災対策委員会の設置要領を一部改正定し、平成29年 7月 5日から施行する。

平成29年 7月 5日 規約施行

平成30年 〇月 〇日 一部改定

別表－1

石狩川下流域外減災対策協議会 一覧表

関係機関	委 員 会
開 発 建 設 部	札幌開発建設部長（会長）
北 海 道	石狩振興局長 空知総合振興局長（副会長） 上川総合振興局長 空知総合振興局副局長（建設管理部担当） 上川総合振興局副局長（建設管理部担当）
気 象 台	札幌管区気象台長 旭川地方気象台長
市 町 村	札幌市長 南幌町長 江別市長 奈井江町長 千歳市長 由仁町長 恵庭市長 長沼町長 北広島市長 栗山町長 石狩市長 月形町長 当別町長 浦臼町長 新篠津村長 新十津川町長 岩見沢市長 妹背牛町長 美唄市長 秩父別町長 芦別市長 雨竜町長 赤平市長 北竜町長 三笠市長 沼田町長 滝川市長 幌加内町長 砂川市長 上富良野町長 深川市長 中富良野町長 富良野市長 南富良野町長 夕張市長 歌志内市長 上砂川町長
北海道電力 株式会社	札幌支店長 旭川支店長
事 務 局	札幌開発建設部 防災課長 河川管理課長 北海道空知総合振興局 地域創生部主幹 北海道空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課長、治水課長 札幌市 河川事業課長 河川管理課長

別表－1

石狩川下流域外減災対策協議会 構成員名簿

関係機関	構 成 員
北海道 開発局	札幌開発建設部長（会長）
北海道	石狩振興局長 空知総合振興局長（副会長） 上川総合振興局長 空知総合振興局副局長（建設管理部担当） 上川総合振興局副局長（建設管理部担当）
気 象 台	札幌管区気象台長 旭川地方気象台長
市 町 村	札幌市長 南幌町長 江別市長 奈井江町長 千歳市長 由仁町長 恵庭市長 長沼町長 北広島市長 栗山町長 石狩市長 月形町長 当別町長 浦臼町長 新篠津村長 新十津川町長 岩見沢市長 妹背牛町長 美唄市長 秩父別町長 芦別市長 雨竜町長 赤平市長 北竜町長 三笠市長 沼田町長 滝川市長 幌加内町長 砂川市長 上富良野町長 深川市長 中富良野町長 富良野市長 南富良野町長 夕張市長 歌志内市長 上砂川町長
北海道電力 株式会社	札幌支店長 旭川支店長
北海道警察	警備部長 旭川方面本部警備課長
事 務 局	札幌開発建設部 防災課長 河川管理課長 石狩振興局 地域創生部主幹 空知総合振興局 地域創生部主幹 空知総合振興局 札幌建設管理部 維持管理課長、治水課長 上川総合振興局 地域創生部地域政策課主幹 上川総合振興局 旭川建設管理部 維持管理課長、治水課長 札幌市 河川事業課長 河川管理課長

組織構成図



組織構成図



現行

石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会構成員

別表-2

地域部会長 重複自治体

Table with 7 columns: 豊平川外, 千歳川外, 夕張川上流, 豊春別川外, 雨竜川外, 空知川. Rows include 開発建設部, 市町村, 気象台, 北海道, 北海道電力株式会社, 事務局.

変更案

石狩川下流域外減災対策協議会 地域部会構成員

別表-2

地域部会長 重複自治体 ()は議題内容などにより必要に応じて参加

Table with 7 columns: 豊平川外, 千歳川外, 夕張川上流, 豊春別川外, 雨竜川外, 空知川. Rows include 北海道開発局, 市町村, 気象台, 北海道, 北海道電力株式会社, 北海道警察, 事務局.

石狩川下流域外減災対策協議会 担当者部会構成員

別表-3

担当事務所長 重複自治体

	担当者部会					
	豊平川外	千歳川外	夕張川上流	豊春別川外	雨竜川外	空知川
開発建設部	札幌河川事務所長(部会長) 豊平川ダム統合管理事務所長	千歳川河川事務所長(部会長) 江別河川事務所長	江別河川事務所長(部会長) 夕張川ダム総合管理事務所長	岩見沢河川事務所長(部会長)	滝川河川事務所長(部会長)	空知川河川事務所長(部会長) 滝川河川事務所長
市町村	札幌市 江別市 石狩市 当別町	江別市 南幌町 北広島市 恵庭市 長沼町 千歳市 新篠津村 岩見沢市 当別町 月形町	栗山町 由仁町 夕張市	新篠津村 岩見沢市 美幌市 三笠市 月形町	滝川市 砂川市 深川市 奈井江町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 上砂川町 歌志内市	芦別市 赤平市 滝川市 滝川市 富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町
気象台	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長 旭川地方気象台防災管理官	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長 旭川地方気象台防災管理官
北海道	石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域政策課主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部地域政策課主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部地域政策課主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長 治水課長
	空知総合振興局札幌建設管理部 事業課長(副部会長) 当別出張所長 岩見沢出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 千歳出張所長(副部会長) 岩見沢出張所長 長沼出張所長 事業課長	空知総合振興局札幌建設管理部 長沼出張所長(副部会長)	空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所長(副部会長) 当別出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長(副部会長) 深川出張所長 上川総合振興局旭川建設管理部 事業課長	上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所長(副部会長) 空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長
北海道電力株式会社	札幌水力センター 土木課長			旭川水力センター 名寄土木課長	旭川水力センター 芦別土木課長	
事務局	札幌河川事務所 総務課長 計画課長 石狩振興局地域政策課主査(防災) 空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査(治水) 岩見沢出張所主査(治水) 当別出張所主査(治水維持)	千歳川河川事務所 総務課長 計画課長 石狩振興局地域政策課主査(防災) 空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査(治水) 岩見沢出張所主査(治水) 千歳出張所主査(治水) 長沼出張所主査(治水)	江別河川事務所 総務課長 計画課長 空知総合振興局地域政策課主査(防災) 空知総合振興局札幌建設管理部 長沼出張所主査(治水)	岩見沢河川事務所 総務課長 計画課長 空知総合振興局地域政策課主査(防災) 空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所主査(治水) 当別出張所主査(治水維持)	滝川河川事務所 総務課長 計画課長 空知総合振興局地域政策課主査(防災) 空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所主査(治水) 深川出張所主査(治水) 上川総合振興局旭川建設管理部 事業課主査(治水)	空知川河川事務所 総務課長 河川課長 空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査(治水) 滝川出張所主査(治水) 上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所主査(治水)
	札幌市 河川事業課事業係長 河川管理課維持係長					

石狩川下流域外減災対策協議会 担当者部会構成員

別表-3

担当事務所長 重複自治体 ()は議題内容などにより必要に応じて参加

	担当者部会					
	豊平川外	千歳川外	夕張川上流	豊春別川外	雨竜川外	空知川
北海道 開発局	札幌開発建設部 公物管理企画課長、公物管理業務課長、 防災課長、河川計画課長、河川工事課長、 河川管理課長、道路整備保全課長	千歳川河川事務所長(部会長) 江別河川事務所長	江別河川事務所長(部会長) 夕張川ダム総合管理事務所長	岩見沢河川事務所長(部会長)	滝川河川事務所長(部会長)	空知川河川事務所長(部会長) 滝川河川事務所長
市町村	札幌市 (江別市) 石狩市 当別町	江別市 南幌町 北広島市 恵庭市 長沼町 千歳市 (新篠津村) (岩見沢市)	栗山町 由仁町 夕張市	新篠津村 岩見沢市 美幌市 三笠市 月形町	滝川市 砂川市 深川市 奈井江町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 北竜町 沼田町 幌加内町 上砂川町 歌志内市	芦別市 赤平市 滝川市 滝川市 富良野市 上富良野町 中富良野町 南富良野町
気象台	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長 旭川地方気象台防災管理官	札幌管区気象台気象防災部 防災調査課長 予報課長 旭川地方気象台防災管理官
北海道	石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域政策課主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 石狩振興局地域創生部主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部地域政策課主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長 治水課長	空知総合振興局地域創生部主幹 上川総合振興局地域創生部地域政策課主幹 空知総合振興局札幌建設管理部 維持管理課長 治水課長 上川総合振興局旭川建設管理部 維持管理課長 治水課長
	空知総合振興局札幌建設管理部 事業課長(副部会長) 当別出張所長 岩見沢出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 千歳出張所長(副部会長) 岩見沢出張所長 長沼出張所長 事業課長	空知総合振興局札幌建設管理部 長沼出張所長(副部会長)	空知総合振興局札幌建設管理部 岩見沢出張所長(副部会長) 当別出張所長	空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長(副部会長) 深川出張所長 上川総合振興局旭川建設管理部 事業課長	上川総合振興局旭川建設管理部 富良野出張所長(副部会長) 空知総合振興局札幌建設管理部 滝川出張所長
北海道電力株式会社	札幌水力センター 土木課長			旭川水力センター 名寄土木課長	旭川水力センター 芦別土木課長	
北海道建設株式会社	札幌保線所 助役(土木)	札幌保線所 助役(土木)	札幌保線所 助役(土木)	岩見沢保線所 管理助役	旭川保線所 主席	旭川保線所 主席
事務局	警察本部警備課課長補佐 中央警察署警備課長 白石警察署警備課長 東警察署警備課長 豊平警察署警備課長 西警察署警備課長 厚別警察署警備課長 南警察署警備課長 手稲警察署警備課長 北警察署警備課長	警察本部警備課課長補佐 旭川方面本部警備課長補佐 滝川方面本部警備課長補佐 岩見沢警察署警備課長 美幌警察署警備課長	警察本部警備課課長補佐 空知総合振興局地域政策課主査(防災) 空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査(治水) 岩見沢出張所主査(治水) 当別出張所主査(治水維持)	警察本部警備課課長補佐 岩見沢警察署警備課長 空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査(治水) 滝川出張所主査(治水) 千歳出張所主査(治水) 長沼出張所主査(治水)	警察本部警備課課長補佐 空知総合振興局札幌建設管理部 事業課主査(治水) 滝川出張所主査(治水) 深川出張所主査(治水) 上川総合振興局旭川建設管理部 事業課主査(治水)	警察本部警備課課長補佐 旭川方面本部警備課長補佐 芦別警察署警備課長 砂川警察署警備課長 赤松警察署警備課長 富良野警察署警備課長 深川警察署警備課長
	札幌市 河川事業課事業係長 河川管理課維持係長					